

# 市町村合併問題の調査研究資料

澁川地区市町村任意合併協議会

## 《目 次》

1	合併後の行財政の姿	1
2	関係市町村の財政状況	2
3	スケールメリット	1 1
4	合併に伴う財政支援措置	1 4
5	枠組みと類似団体・類似都市との比較	2 8
6	地方交付税の見直しについて	3 0
7	参考資料	
	市町村合併にかかる原則と特例	3 4

# 1. 合併後の行財政の姿(平成14年度普通会計決算の6市町村単純合計)

(単位:千円)

	面積	職員数	歳入			歳出			地方債残高	積立金現在高
			項目	決算額	構成比	項目	決算額	構成比		
89,795人 (平成12年 国勢調査)  88,963人 (平成15.3.31 現在住基人 口)	240.42km <sup>2</sup>	780人 (普通会計に関わ る職員数)	地方税	11,313,676	29.9%	人件費	7,348,305	20.2%	33,337,483	8,379,842  (内訳) 財政調整基金  2,764,412  減債基金  399,509  その他特定目的基金  5,215,921
			譲与税・交付金	2,097,307	5.5%	扶助費	2,956,684	8.1%		
			地方交付税	9,990,566	26.4%	公債費	4,448,705	12.2%		
			その他	14,399,329	38.1%	投資的経費	7,308,381	20.1%		
						物件費	5,235,616	14.4%		
						補助費等	4,194,044	11.5%		
						繰出金	3,013,483	8.3%		
						その他	1,914,269	5.3%		
			歳入合計	37,800,878	100.0%	歳出合計	36,419,487	100.0%		

## 2. 関係市町村の財政状況

### (1) 財政概要(平成14年度普通会計決算)

(単位:人・km<sup>2</sup>)

区 分		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計
行政区域 人口	平成12年 国勢調査	48,761	4,077	2,140	11,961	12,555	10,301	89,795
	平成15.3.31現在 住基人口	47,784	3,814	2,179	12,333	12,575	10,278	88,963
面 積		51.59km <sup>2</sup>	22.32km <sup>2</sup>	28.36km <sup>2</sup>	40.97km <sup>2</sup>	78.29km <sup>2</sup>	18.89km <sup>2</sup>	240.42km <sup>2</sup>

(単位:円、千円)

区 分		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均
歳入総額		18,449,069	2,900,726	1,592,372	4,619,772	6,708,361	3,530,578	37,800,878
1人当たり		386,093	760,547	730,781	374,586	533,468	343,508	424,906
歳出総額		17,970,510	2,686,877	1,508,441	4,397,613	6,414,864	3,441,182	36,419,487
1人当たり		376,078	704,477	692,263	356,573	510,128	334,810	409,378
歳入歳出差引		478,559	213,849	83,931	222,159	293,497	89,396	1,381,391
繰り越すべき財源		55,821	0	6,000	17,701	39,980	0	119,502
実質収支		422,738	213,849	77,931	204,458	253,517	89,396	1,261,889

(単位:円、千円)

区 分		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均
平成14 年度 地方交付 税	基準財政需要額	8,003,497	1,178,207	994,167	2,689,160	3,304,749	2,309,497	18,479,277
	1人当たり	167,493	308,916	456,249	218,046	262,803	224,703	207,719
	基準財政収入額	5,848,702	747,173	261,904	1,013,905	1,115,904	891,718	9,879,306
	1人当たり	122,399	195,903	120,195	82,211	88,740	86,760	111,050
	標準財政規模	9,870,945	1,419,347	1,052,731	2,997,975	3,629,479	2,579,181	21,549,658
1人当たり	206,574	372,141	483,126	243,086	288,627	250,942	242,232	

(単位:%)

区 分		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村平均
経常収支 比率	12年度通常	91.7%	95.3%	95.2%	78.3%	75.2%	79.8%	85.9%
	12年減税償加算	91.0%	95.0%	95.2%	77.9%	75.0%	79.8%	85.7%
	13年度通常	93.5%	91.9%	95.1%	82.5%	80.1%	85.5%	88.1%
	13年減税償・臨財償除く	96.3%	94.8%	98.3%	85.1%	82.3%	88.2%	90.8%
	14年度通常	98.7%	97.3%	103.4%	85.0%	82.2%	87.8%	92.4%
	14年減税償・臨財償除く	104.2%	103.9%	111.2%	90.3%	86.6%	93.4%	98.3%

構成市町村合計・平均欄の平均は、単純平均または平均である。

(単位: %)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村平均	
公債費 負担比率	12年度	15.6%	7.9%	19.6%	13.3%	14.0%	12.0%	13.7%
	13年度	16.2%	7.9%	21.1%	13.3%	13.9%	12.0%	14.1%
	14年度	17.0%	8.6%	22.7%	14.1%	12.9%	12.0%	14.6%

(単位: %)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村平均	
起債制限 比率	12年度	11.9%	11.8%	11.3%	7.7%	8.9%	8.3%	10.0%
	13年度	12.3%	9.4%	11.6%	7.0%	9.2%	8.4%	9.7%
	14年度	12.6%	8.5%	12.1%	7.1%	8.6%	8.6%	9.6%

(単位: -)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村平均	
財政力 指数	12年度	0.71	0.68	0.20	0.35	0.30	0.35	0.43
	13年度	0.71	0.63	0.20	0.35	0.31	0.35	0.43
	14年度	0.72	0.61	0.20	0.36	0.33	0.37	0.43

## (2) 決算概要

(単位: 円、千円)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均
歳入総額 A	18,449,069	2,900,726	1,592,372	4,619,772	6,708,361	3,530,578	37,800,878
1人当たり	386,093	760,547	730,781	374,586	533,468	343,508	424,906
歳出総額 B	17,970,510	2,686,877	1,508,441	4,397,613	6,414,864	3,441,182	36,419,487
1人当たり	376,078	704,477	692,263	356,573	510,128	334,810	409,378
歳入歳出差引 C (A - B)	478,559	213,849	83,931	222,159	293,497	89,396	1,381,391
翌年度へ繰越すべき財源 D	55,821	0	6,000	17,701	39,980	0	119,502
実質収支 E (C - D)	422,738	213,849	77,931	204,458	253,517	89,396	1,261,889
半年度収支 F	-32,899	27,560	-6,710	-116,170	-8,963	31,206	-105,976
積立金 G	36,280	245,652	96	122	10,232	40,005	332,387
繰上償還金 H	0	0	0	0	0	0	0
積立金取崩し額 I	688,936	225,000	82,000	40,000	350,000	170,000	1,555,936
実質半年度収支 J (F + G + H - I)	-685,555	48,212	-88,614	-156,048	-348,731	-98,789	-1,329,525

## (3) 歳入決算額

(単位: 円、千円)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均
市町村税	7,058,081	1,120,504	193,049	993,721	1,048,987	899,334	11,313,676
1人当たり	147,708	293,787	88,595	80,574	83,418	87,501	127,173
地方譲与税	206,918	20,472	24,775	82,220	115,599	77,212	527,196
1人当たり	4,330	5,368	11,370	6,667	9,193	7,512	5,926
利子割交付金	72,342	6,546	2,353	15,856	14,262	12,260	123,619
1人当たり	1,514	1,716	1,080	1,286	1,134	1,193	1,390
地方消費税交付金	411,679	49,869	15,641	77,030	85,920	66,154	706,293
1人当たり	8,615	13,075	7,178	6,246	6,833	6,436	7,939
ゴルフ場利用税交付金	33,196	21,016	0	20,017	39,227	0	113,456
1人当たり	695	5,510	0	1,623	3,119	0	1,275
自動車取得税交付金	108,800	10,754	13,020	43,193	60,639	40,503	276,909
1人当たり	2,277	2,820	5,975	3,502	4,822	3,941	3,113
地方特例交付金	207,841	13,705	4,416	36,154	34,649	32,605	329,370
1人当たり	4,350	3,593	2,027	2,931	2,755	3,172	3,702
地方交付税	2,818,627	626,695	875,013	1,822,514	2,340,742	1,506,975	9,990,566
1人当たり	58,987	164,314	401,566	147,775	186,143	146,621	112,300
うち普通交付税	2,144,531	430,084	790,827	1,673,600	2,180,446	1,416,358	8,635,846
1人当たり	44,880	112,765	362,931	135,701	173,395	137,805	97,072
交通安全対策特別交付金	11,813	790	768	2,316	2,558	2,219	20,464
1人当たり	247	207	352	188	203	216	230
分担金・負担金	201,353	10,998	24,985	37,685	34,878	20,915	330,814
1人当たり	4,214	2,884	11,466	3,056	2,774	2,035	3,719
使用料	253,505	64,004	4,910	36,050	277,906	83,532	719,907
1人当たり	5,305	16,781	2,253	2,923	22,100	8,127	8,092
手数料	30,664	16,064	2,913	8,619	7,430	10,167	75,857
1人当たり	642	4,212	1,337	699	591	989	853
国庫支出金	1,422,521	53,233	15,446	268,462	212,212	65,474	2,037,348

	1人当たり	29,770	13,957	7,089	21,768	16,876	6,370	22,901
県支出金		873,783	255,084	99,891	247,129	804,323	166,930	2,447,140
	1人当たり	18,286	66,881	45,843	20,038	63,962	16,241	27,507
財産収入		55,385	9,499	22,500	9,994	50,426	3,016	150,820
	1人当たり	1,159	2,491	10,326	810	4,010	293	1,695
寄付金		39,539	2,054	1,031	7,694	0	3,847	54,165
	1人当たり	827	539	473	624	0	374	609
繰入金		911,347	236,949	99,295	84,168	536,444	239,160	2,107,363
	1人当たり	19,072	62,126	45,569	6,825	42,660	23,269	23,688
繰越金		414,901	198,841	55,283	276,328	165,776	58,190	1,169,319
	1人当たり	8,683	52,135	25,371	22,406	13,183	5,662	13,144
雑収入		1,664,330	20,949	25,083	126,922	157,283	72,185	2,066,752
	1人当たり	34,830	5,493	11,511	10,291	12,508	7,023	23,232
同うち収益事業収入		500	0	0	0	0	0	500
	1人当たり	10	0	0	0	0	0	6
地方債		1,652,444	162,700	112,000	423,700	719,100	169,900	3,239,844
	1人当たり	34,582	42,659	51,400	34,355	57,185	16,530	36,418
同うち減税債・臨財債		542,500	108,100	78,800	180,400	193,400	164,200	1,267,400
	1人当たり	11,353	28,343	36,163	14,627	15,380	15,976	14,246
歳入合計		18,449,069	2,900,726	1,592,372	4,619,772	6,708,361	3,530,578	37,800,878
	1人当たり	386,093	760,547	730,781	374,586	533,468	343,508	424,906

#### (4) 歳入の一般財源・特定財源別、自主財源・依存財源別決算額

(単位:千円、%)

区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均
歳入合計	18,449,069	2,900,726	1,592,372	4,619,772	6,708,361	3,530,578	37,800,878
特定財源	5,554,436	488,729	204,459	1,011,897	2,134,464	398,330	9,792,315
構成比	30.1%	16.8%	12.8%	21.9%	31.8%	11.3%	25.9%
一般財源	12,894,633	2,411,997	1,387,913	3,607,875	4,573,897	3,132,248	28,008,563
構成比	69.9%	83.2%	87.2%	78.1%	68.2%	88.7%	74.1%
自主財源	10,629,105	1,679,862	429,049	1,581,181	2,279,130	1,390,346	17,988,673
構成比	57.6%	57.9%	26.9%	34.2%	34.0%	39.4%	47.6%
依存財源	7,819,964	1,220,864	1,163,323	3,038,591	4,429,231	2,140,232	19,812,205
構成比	42.4%	42.1%	73.1%	65.8%	66.0%	60.6%	52.4%

(5) 歳入の臨時・経常別決算額

(単位:千円、%)

区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均	
歳入合計	18,449,069	2,900,726	1,592,372	4,619,772	6,708,361	3,530,578	37,800,878	
臨時的なもの	特定財源	2,936,890	244,719	129,500	678,066	1,508,195	66,689	5,564,059
	一般財源	3,259,698	811,482	342,259	660,734	942,194	570,506	6,586,873
経常的なもの	特定財源	2,617,546	244,010	74,959	333,831	626,269	331,641	4,228,256
	一般財源	9,634,935	1,600,515	1,045,654	2,947,141	3,631,703	2,561,742	21,421,690
経常一般財源構成比 (歳入に対する割合)	52.2%	55.2%	65.7%	63.8%	54.1%	72.6%	56.7%	

(6) 市町村税の税目別決算額(収入済額)

(単位:円、千円)

区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均	
普通税	市町村民税	2,336,685	186,179	58,414	414,105	369,602	351,578	3,716,563
	1人当たり	48,901	48,815	26,808	33,577	29,392	34,207	41,777
	固定資産税	3,605,657	615,920	110,239	478,876	599,272	477,110	5,887,074
	1人当たり	75,457	161,489	50,592	38,829	47,656	46,421	66,174
	軽自動車税	70,342	5,431	3,907	24,009	23,843	18,312	145,844
	1人当たり	1,472	1,424	1,793	1,947	1,896	1,782	1,639
	たばこ税	335,150	51,640	15,809	76,731	51,450	51,126	581,906
	1人当たり	7,014	13,540	7,255	6,222	4,091	4,974	6,541
	特別土地保有税	28,100	2,480	0	0	1,936	0	32,516
	1人当たり	588	650	0	0	154	0	366
計	6,375,934	861,650	188,369	993,721	1,046,103	898,126	10,363,903	
1人当たり	133,432	225,918	86,447	80,574	83,189	87,383	116,497	
目的税	入湯税	16,576	181,840	4,680	0	2,884	1,208	207,188
	1人当たり	347	47,677	2,148	0	229	118	2,329
	都市計画税	665,571	77,014	0	0	0	0	742,585
	1人当たり	13,929	20,192	0	0	0	0	8,347
	計	682,147	258,854	4,680	0	2,884	1,208	949,773
1人当たり	14,276	67,869	2,148	0	229	118	10,676	
徴収率	97.1%	93.2%	97.4%	98.7%	99.1%	98.9%	97.4%	
国民健康保険税	1,496,067	137,721	56,397	419,630	410,948	304,171	2,824,934	
1人当たり	31,309	36,109	25,882	34,025	32,680	29,594	31,754	

## (7) 歳出の目的別決算額

(単位:円、千円)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均
議会費	227,663	71,043	34,294	82,549	99,955	101,482	616,986
1人当たり	4,764	18,627	15,738	6,693	7,949	9,874	6,935
総務費	2,119,974	767,969	334,598	569,523	1,262,570	690,121	5,744,755
1人当たり	44,366	201,355	153,556	46,179	100,403	67,145	64,575
民生費	3,662,564	500,651	185,994	636,820	674,677	639,413	6,300,119
1人当たり	76,648	131,267	85,358	51,635	53,652	62,212	70,817
衛生費	1,705,247	169,595	80,240	227,217	391,312	243,042	2,816,653
1人当たり	35,687	44,466	36,824	18,423	31,118	23,647	31,661
労働費	442,711	4,655	0	14,931	20,529	19,481	502,307
1人当たり	9,265	1,221	0	1,211	1,633	1,895	5,646
農林水産業費	525,280	72,826	185,504	586,610	1,203,146	422,494	2,995,860
1人当たり	10,993	19,094	85,133	47,564	95,678	41,107	33,675
商工費	469,241	211,195	14,039	21,933	20,553	15,177	752,138
1人当たり	9,820	55,374	6,443	1,778	1,634	1,477	8,455
土木費	3,745,469	237,497	131,482	635,449	463,412	310,965	5,524,274
1人当たり	78,383	62,270	60,341	51,524	36,852	30,255	62,096
消防費	678,135	131,414	53,445	201,979	225,712	169,239	1,459,924
1人当たり	14,192	34,456	24,527	16,377	17,949	16,466	16,410
教育費	2,158,914	300,547	165,903	702,945	1,461,931	455,448	5,245,688
1人当たり	45,181	78,801	76,137	56,997	116,257	44,313	58,965
災害復旧費	0	0	7,118	884	55	0	8,057
1人当たり	0	0	3,267	72	4	0	91
公債費	2,231,618	219,485	315,824	716,773	591,012	374,320	4,449,032
1人当たり	46,702	57,547	144,940	58,118	46,999	36,420	50,010
諸支出	3,694	0	0	0	0	0	3,694
歳出合計	17,970,510	2,686,877	1,508,441	4,397,613	6,414,864	3,441,182	36,419,487
1人当たり	376,078	704,477	692,263	356,573	510,128	334,810	409,378

## (8) 歳出の性質別決算額

(単位:円、千円)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均
人件費	3,474,347	781,629	424,406	914,223	1,013,585	740,115	7,348,305
1人当たり	72,709	204,937	194,771	74,128	80,603	72,010	82,600
うち職員給	2,289,286	523,510	259,274	608,860	651,762	449,026	4,781,718
1人当たり	47,909	137,260	118,988	49,368	51,830	43,688	53,750

物件費	2,280,442	283,602	213,992	682,208	1,208,110	567,262	5,235,616
1人当たり	47,724	74,358	98,207	55,316	96,072	55,192	58,852
維持補修費	47,593	35,090	5,850	37,184	127,334	22,509	275,560
1人当たり	996	9,200	2,685	3,015	10,126	2,190	3,097
扶助費	2,089,760	131,284	25,804	232,797	275,846	201,193	2,956,684
1人当たり	43,733	34,422	11,842	18,876	21,936	19,575	33,235
補助費等	2,058,959	402,451	162,864	505,552	548,325	515,893	4,194,044
1人当たり	43,089	105,519	74,743	40,992	43,604	50,194	47,144
普通建設事業費	3,381,792	385,288	157,023	866,872	2,032,421	476,928	7,300,324
1人当たり	70,772	101,019	72,062	70,289	161,624	46,403	82,060
災害復旧事業費	0	0	7,118	884	55	0	8,057
1人当たり	0	0	3,267	72	4	0	91
公債費	2,231,445	219,485	315,670	716,773	591,012	374,320	4,448,705
1人当たり	46,699	57,547	144,869	58,118	46,999	36,420	50,006
積立金	106,514	259,278	13,882	503	97,441	70,205	547,823
1人当たり	2,229	67,981	6,371	41	7,749	6,831	6,158
投資及び出資金	2,420	76	0	0	0	0	2,496
1人当たり	51	20	0	0	0	0	28
貸付金	1,055,244	3,746	0	9,240	14,000	6,160	1,088,390
1人当たり	22,084	982	0	749	1,113	599	12,234
繰出金	1,241,994	184,948	181,832	431,377	506,735	466,597	3,013,483
1人当たり	25,992	48,492	83,447	34,977	40,297	45,398	33,873
歳出合計	17,970,510	2,686,877	1,508,441	4,397,613	6,414,864	3,441,182	36,419,487
1人当たり	376,078	704,477	692,263	356,573	510,128	334,810	409,378

(9) 歳出の義務・任意別決算額

(単位:千円、%)

区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均
歳出合計	17,970,510	2,686,877	1,508,441	4,397,613	6,414,864	3,441,182	36,419,487
義務的経費	7,795,552	1,132,398	765,880	1,863,793	1,880,443	1,315,628	14,753,694
構成比	43.4%	42.1%	50.8%	42.4%	29.3%	38.2%	40.5%
任意の経費	10,174,958	1,554,479	742,561	2,533,820	4,534,421	2,125,554	21,665,793
構成比	56.6%	57.9%	49.2%	57.6%	70.7%	61.8%	59.5%

## (10) 歳出の臨時・経常別決算額

(単位:千円、%)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均	
歳 出 合 計	17,970,510	2,686,877	1,508,441	4,397,613	6,414,864	3,441,182	36,419,487	
臨時的なもの	特定財源	3,080,287	236,592	111,696	461,233	1,521,743	66,689	5,478,240
	一般財源	2,372,065	535,062	140,811	725,899	1,135,364	649,487	5,558,688
経常的なもの	特定財源	2,474,149	252,137	92,763	550,664	612,721	331,641	4,314,075
	一般財源	10,044,009	1,663,086	1,163,171	2,659,817	3,145,036	2,393,365	21,068,484
構成比	臨時的なもの	30.3%	28.7%	16.7%	27.0%	41.4%	20.8%	30.3%
	経常的なもの	69.7%	71.3%	83.3%	73.0%	58.6%	79.2%	69.7%

## (11) 経常収支比率等

(単位:%)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村平均	
経常収支比率	98.7%	97.3%	103.4%	85.0%	82.2%	87.8%	92.4%	
内訳	人件費	29.8%	42.0%	37.0%	28.7%	25.9%	25.9%	31.6%
	物件費	14.4%	12.5%	14.1%	15.7%	15.0%	15.1%	14.5%
	維持補修費	0.3%	1.4%	0.5%	1.1%	3.1%	0.8%	1.2%
	扶助費	7.9%	3.5%	0.9%	2.7%	2.9%	3.4%	3.6%
	補助費等	17.2%	17.2%	12.5%	14.8%	13.4%	16.7%	15.3%
	公債費	21.5%	12.1%	28.1%	16.2%	15.4%	13.7%	17.8%
	繰出金	7.6%	8.6%	10.3%	5.8%	6.5%	12.2%	8.5%
投資・出資金・貸付金	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
減税債・臨財償除いた場合	104.2%	103.9%	111.2%	90.3%	86.6%	93.4%	98.3%	
内訳	人件費	31.4%	44.8%	39.8%	30.5%	27.3%	27.5%	33.6%
	物件費	15.3%	13.3%	15.2%	16.7%	15.8%	16.1%	15.4%
	維持補修費	0.4%	1.5%	0.5%	1.1%	3.2%	0.9%	1.3%
	扶助費	8.3%	3.8%	1.0%	2.8%	3.0%	3.5%	3.7%
	補助費等	18.1%	18.4%	13.4%	15.8%	14.1%	17.8%	16.3%
	公債費	22.7%	12.9%	30.2%	17.3%	16.3%	14.6%	19.0%
	繰出金	8.0%	9.2%	11.1%	6.1%	6.9%	13.0%	9.1%
投資・出資金・貸付金	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

## (12) 積立金

(単位:円、千円)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均	
14年度 末残高	財政調整基金	987,065	324,785	313,699	301,406	605,719	231,738	2,764,412
	1人当たり	20,657	85,156	143,965	24,439	48,169	22,547	31,074
	減債基金	140,082	43,038	23,008	60,078	118,056	15,247	399,509
	1人当たり	2,932	11,284	10,559	4,871	9,388	1,483	4,491
	その他特定目的基金	1,850,142	419,647	797,437	450,263	1,555,949	142,483	5,215,921
	1人当たり	38,719	110,028	365,965	36,509	123,734	13,863	58,630
	合 計	2,977,289	787,470	1,134,144	811,747	2,279,724	389,468	8,379,842
	1人当たり	62,307	206,468	520,488	65,819	181,290	37,893	94,195

## (13) 地方債残高

(単位:円、千円、%)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計・平均
14年度末現在高	18,817,077	1,824,392	2,091,520	4,277,585	2,870,980	3,455,929	33,337,483
1人当たり	393,795	478,341	959,853	346,841	228,309	336,245	374,734
公債費比率	19.1%	12.8%	17.6%	14.5%	14.6%	12.5%	15.2%
起債制限比率	12.6%	8.5%	12.1%	7.1%	8.6%	8.6%	9.6%
公債費負担比率	17.0%	11.0%	22.7%	14.1%	12.9%	12.0%	15.0%

### 3. スケールメリット

(単位:人・百万円)

		(1)特別職	(2)議員	(3)職員	(4)物件費	備 考
合併前	人数	24	96人	780		
	金額	2,567		5,069	5,236	(1)(2)については他に各種委員報酬等含む
合併後 (類似団体)	人数	4	30	711		
	金額	1,798		4,366	3,414	
推定削減効果	人数	-20	-66	-69		
	金額	-769		-703	-1,821	

推定削減効果の合計 = (特別職、議員、各種委員) 7.7億円 + (職員)7.0億円 + (物件費)18.2億円 = 約 32.9億円/年間

(1)特別職、(2)議員、(その他各種委員報酬等含む):合併前金額は職員を除く人件費決算額、合併後金額は類似団体別市町村財政指数表の職員を除いた人件費

(3)職員:合併前金額は投資的経費を含む職員人件費の決算額、合併後金額は類似団体別市町村財政指数表の「職員数の状況」より

(4)物件費:合併前金額は決算額、合併後金額は類似団体別市町村財政指数表より

## (1) 特別職数

(単位:人)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計	合併後	差
市(町村)長	1	1	1	1	1	1	6	1	-5
助 役	1	1	1	1	1	1	6	1	-5
収入役	1	1	1	1	1	1	6	1	-5
教育長	1	1	1	1	1	1	6	1	-5
計	4	4	4	4	4	4	24	4	-20

## (2) 議員数

(単位:人)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計	類似団体	差
平成15.3.31現在 住基人口	47,784	3,814	2,179	12,333	12,575	10,278	88,963	99,163	-
任 期	19年4月29日	16年10月7日	19年2月6日	16年10月7日	17年8月31日	19年4月30日	-	-	-
法定数	26	14	14	22	22	22	120	30	-90
現員数	22	14	10	18	16	16	96	30	-66

## (3) 職員数

(単位:人)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計	類似団体	差
職員数	365	86	48	103	104	74	780	711	-69

類似団体は、H15年版「類似団体別市町村財政指数表」による、人口・産業構造の態様が類似している架空の団体(都市類型 -3)  
 関係市町村は、H14年度「地方財政状況調査表」による普通会計に関わる職員数とする

## (4) 物件費 (人口一人当たり)

(単位:円)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計	類似団体	差
物件費	47,724	74,358	98,207	55,316	96,072	55,192	58,852	38,380	-20,472

## 参考

(単位:千円)

区 分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	関係市町村計
人件費決算額	3,474,347	781,629	424,406	914,223	1,013,585	740,115	7,348,305
職 員	2,289,286	523,510	259,274	608,860	651,762	449,026	4,781,718
特別職・議員他	1,185,061	258,119	165,132	305,363	361,823	291,089	2,566,587
投資的分(職員)	202,005	21,022	1,000	22,883	19,301	21,129	287,340
投資的経費含む合計	3,676,352	802,651	425,406	937,106	1,032,886	761,244	7,635,645

## 4. 合併に伴う財政支援措置

(単位:億円)

	合併市町村 補助金	普通交付税		特別交付税	合併特例債	
		合併算定替	臨時的経費に対する 財政措置	新しいまちづくり等の 財政措置	まちづくり建設分	市町村振興基金 造成分
関係6 市町村	7.2	+	11.0	8.5	422.4	39.9
対象となる 事業等	地域内の交流・連携、一体性の強化のために必要な事業で、市町村合併推進の観点からモデルとなる事業		行政の一体化に要する経費 行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費	合併を機に行うコミュニティ施設整備等の新たなまちづくり 公共料金・公債費負担の格差是正 土地開発公社の経営健全化	合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設整備事業 合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共施設整備事業 合併市町村の建設を総合的・効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業	新市町村の一体感の醸成に資するもの 旧市町村単位の地域の振興
算定方法	人口規模により算出される合併市町村ごとの額の合計額を上限として補助	合併しなかった場合の各市町村の普通交付税単純足し上げ額と合併した場合の地方交付税額との差額により算定	一定の算式により、包括的に措置、その他の諸費(人口を測定単位とするもの・経常経費)に合併補正適用。 上限額は30億円	小規模町村による対等合併や大同団結的な合併を手厚く支援するように一定の算式により算定	合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業費及び国庫補助事業費にかかる地方負担額について、合併後人口、増加人口及び合併関係市町村数の多寡により算定	合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の高に応じ算定 標準基金規模(関係市町村合計額26.6億円)の5割増まで積み立てができるが、上限は40億円
期 間	合併成立年度から3ヵ年度を限度 2.4億円×3年=7.2億円	合併年度とこれに続く10ヵ年度は全額保障、11ヵ年度から15ヵ年度は一定割合を保障	合併後5年度間、交付税に均等上乘せ 2.2億円×5年=11.0億円	合併年度又はその翌年度から3ヵ年度 1年目:4.25億円、2年目:2.55億円、3年目:1.7億円 合計 8.5億円	合併年度とこれに続く10ヵ年度 起債充当率 95% 交付税算入率 70%	

**支援総額**  
**約489.0億円**

## 市町村合併に対する財政措置一覧表（市町村分）

平成15年9月試算

区 分	対 象 ・ 措 置 等 内 容	財政措置額等
1. 普通交付税の算定の特例 (合併算定替) 【合併特例法第11条】	合併から10カ年間は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障し、11年度目以降の5年間は激変緩和措置として保障額を低減して本来の算定額に戻す。	
2. 合併特例債	以下について、合併が行われた年度から10カ年度に限り、地方債をもって財源とし、元利償還金の一部について普通交付税措置。	充 当 率：95% 交付税措置：元利償還金の70%
合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置  【合併特例法第11条の2】	(1)合併後の一体性確立のための建設事業 (例：道路・橋梁整備、都市公園の整備等) (2)均衡ある発展のための公共的施設の整備事業 (例：施設の無い地域での福祉施設の整備等) (3)公共的施設の統合整備事業(例：類似施設の統合整備) *標準全体事業費は一定の算式で算出	標準全体事業費(10カ年間の合計)
		422.4億円
合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置  【合併特例法第11条の2】	(1)旧市町村単位の振興 (例：コミュニティ活動助成等) (2)住民の一体感の醸成 (例：イベント開催等)  *標準基金規模は一定の算式で算出	起債充当可能額(10カ年間の合計)
		401.3億円
		普通交付税算入額(10カ年間の合計)
		280.9億円
		標準基金規模上限
		39.9億円(限度額40億円)
		標準基金規模
		26.6億円
		起債充当可能額(10カ年間の合計)
		37.9億円
		普通交付税算入額(10カ年間の合計)
		26.5億円
3. 市町村合併に対する新たな特別交付税措置	合併を機に行うコミュニティ施設整備などの新たなまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化などの合併後の行政需要に対して包括的に特別交付税措置 *措置額は一定の算式で算出措置 *期間：合併年度又はその翌年度から3カ年 (1年目10割、2年目6割、3年目4割)	措置額  8.5億円

区 分	対 象 ・ 措 置 等 内 容	財政措置額等
4 . その他の財源措置		
合併直後の臨時的経費に対する 財政措置	<p>合併直後に必要となる臨時的な経費を合併市町村数、合併後人口に応じて算出し、普通交付税(合併補正)により措置。</p> <p>(1)行政の一体化に要する経費(基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備、庁舎増改築等)</p> <p>(2)行政水準・住民負担水準の格差是正等(住民サービスの水準の調整等)</p> <p style="text-align: right;">* 措置額は一定の算式で算出、30億円限度</p>	<p style="text-align: center;">措置額</p> <p style="text-align: center;">11.0億円</p> <p style="text-align: center;">基準財政需要額に5年間均等上乘せ</p>
合併移行経費に対する財政措置	<p>合算関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム規格統一等の移行経費について特別交付税措置</p>	
合併準備経費に対する財政措置	<p>合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付税措置</p>	
5 . 市町村合併推進補助金		
合併準備補助金	<p>合併に関し、先導的な取り組みを行っている法定合併協議会を設置した市町村に対し、市町村建設計画の作成、その他準備等に要する経費について定額補助。</p>	<p style="text-align: center;">補助額</p> <p style="text-align: center;">1関係市町村につき 限度額500万円(1回、定額)</p>
合併市町村補助金	<p>市町村建設計画に基づく事業でモデル的な事業(電算システムの変更、庁舎の改修、公共施設のネットワーク化、合併記念式典等)に対し、合併成立年度から3カ年度を限度として定額補助。</p>	<p style="text-align: center;">補助額</p> <p style="text-align: center;">7.2億円 (2.4億円×3年)</p>
6 . 過疎地域の活性化のための 特例措置 【過疎法第33条第2項】	<p>過疎地域の市町村が合併市町村に含まれる場合で一定の要件を満たす場合は、過疎地域とみなされ、引き続き過疎法の規定がすべて適用。</p>	<p style="text-align: center;">小野上村については一部適用 (詳細は参考資料参照)</p>
7 . 災害復旧事業等の国庫負担等の 特例措置 【合併特例法第13条】	<p>合併後5年以内に発生した災害に対する国庫補助負担金等の算定に当たっては、合併市町村の不利益にならないように扱う。</p>	

## 市町村合併推進のための地方財政措置の試算

平成15年9月現在試算

<渋川広域圏関係市町村人口> 渋川市：人口48,761人      子持村：人口11,961人 伊香保町：人口4,077人      赤城村：人口12,555人 小野上村：人口2,140人      北橋村：人口10,301人	
[人口数値：平成12年10月1日国勢調査/第1次基本集計結果]	
渋川広域圏1市1町4村の合計人口： 89,795人 (合併による増加人口： 41,034人)	

項	目	金額 (億円)	備 考
合併特例債	まちづくり建設分	422.4	合併後10カ年度の合計額。 起債充当率 95% 交付税参入率 70%  【資料：2の】
	市町村振興基金造成分	39.9	
普通交付税	合併算定替	+	合併前市町村の普通交付税の単純合計額を保障。10カ年度は全額、11～15年度は一定割合。 【資料：1】
	臨時的経費に対する財政措置	11.0	合併後5カ年度の合計額。交付税に均等上乗せ 【資料：4の】
特別交付税	新しいまちづくり等の財政措置	8.5	合併後3カ年度の合計額。1年目：10割、2年目：6割、3年目：4割 【資料：3】
	合併移行経費に対する財政措置	+	電算システム等統一に係る経費 【資料：4の】
	合併準備経費に対する財政措置	+	合併協議会設置負担金、啓発事業等に係る経費 【資料：4の】
合併市町村補助金		7.2	合併後3カ年度の合計額 2.4億円×3年=7.2億円  【資料：5の】
合併準備補助金		0.3	1関係市町村につき500万円上限 500万円×6市町村=0.3億円  【資料：5の】

<b>支援総額</b> (合併前支援及び含まず)	489.0	合併特例法期限である平成17年3月末までに合併した場合。
-----------------------------	-------	------------------------------

は合併前の支援

# 合併市町村に対する財政措置

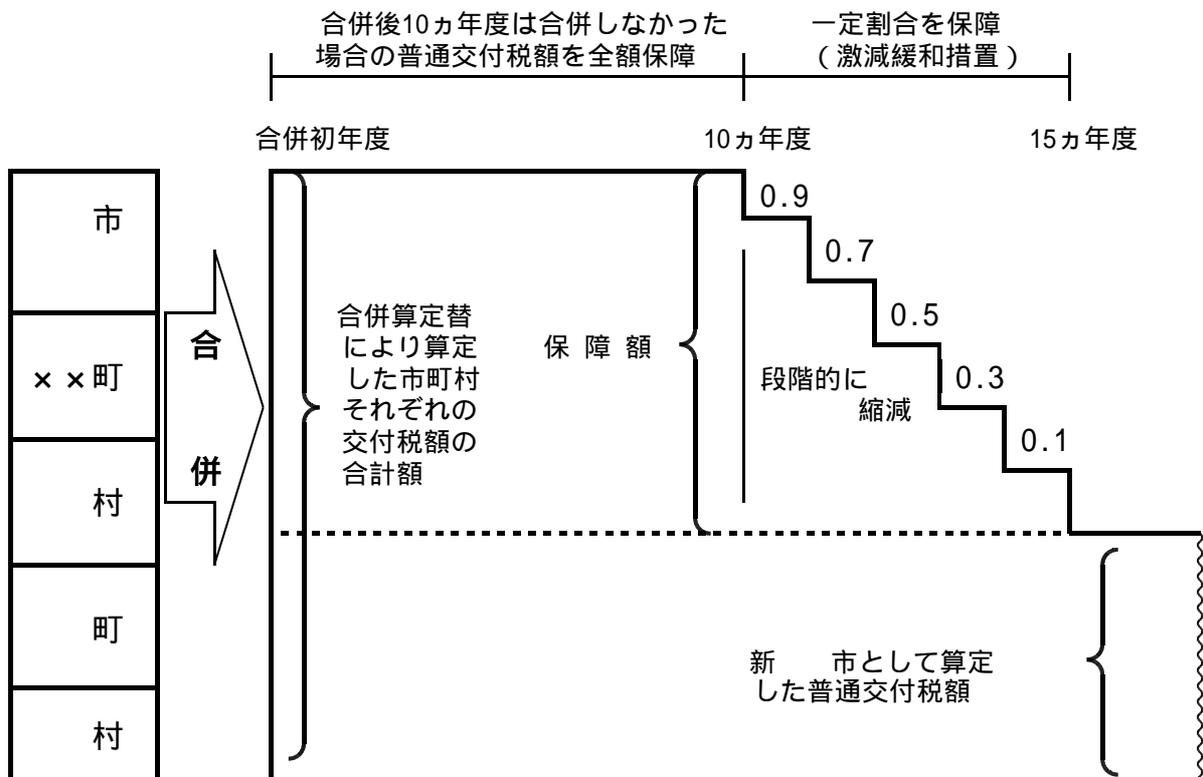
## (1) 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

市町村合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費節減が可能になるが、合併後直ちにできるものではないことから、合併年度及びこれに続く10年度の間、新市(町村)として算定（一本算定）した財源不足額と合併前の合併関係市町村ごとに算定（合併算定替）した財源不足額の合算額とを比べ、後者が大きい場合には後者の額を財源不足額として、普通交付税を算定する。

また、11年度目以降、5年間は上記により算定された額の一定割合を保障し、段階的に縮減される。

なお、財源不足額の比較は合併後毎年度行われるため、交付税額は年度によって変動することとなる。

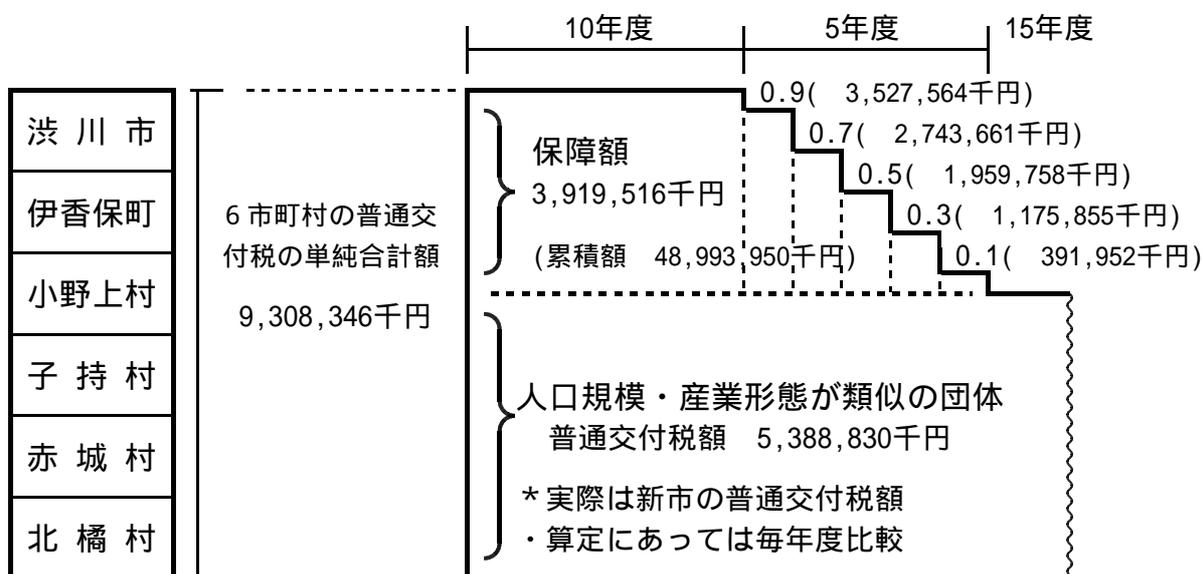
群馬県市町村合併要綱「これからの広域行政」P68(1)～参照



## 普通交付税の算定特例

(H13年度額による想定数値)

(H13年度市町村の財政状況、H15.3(H13年度)類似団体別市町村財政指数表をもとに作成。)



(単位：千円)

市町村名	人口 H14.3.31	産業構造 H12国調	類似団体類型	普通交付税	歳出総額
渋川市	47,954	2次 31.0 3次 63.6	- 3	2,198,698	18,331,563
伊香保町	3,884	2次 9.6 3次 88.7	- 4	522,760	3,029,055
小野上村	2,197	2次 35.8 3次 44.7	A -	842,172	1,511,548
子持村	12,382	2次 34.9 3次 51.4	- 2	1,814,691	4,428,533
赤城村	12,713	2次 36.5 3次 45.1	- 2	2,368,775	5,442,410
北橋村	10,280	2次 36.3 3次 49.5	- 3	1,561,250	3,803,506
6市町村	89,410	2次 32.1 3次 59.2	- 3	9,308,346	36,546,615
類似団体	89,410	2次 33.2 3次 56.7	- 3	5,388,830	31,782,662
差引				3,919,516	4,763,953

類似団体( - 3 )とは、関係6市町村と同様な人口規模、産業構造等を有する全国20都市の平均値をとった架空の団体であり、上記の地方交付税、歳出総額はその類似団体の1人あたり平均値に関係6市町村の人口を乗じた数値である。

## (2) 合併特例債

### 合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

平成17年3月31日までに合併を行った市町村の市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費については、合併年度及びこれに続く10カ年は特例地方債を充当(充当率95%)することができるものとし、その元利償還金の70%について普通交付税措置を講ずる。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの広域行政」P.70～71(2) 参照

### 標準全体事業費の試算

標準全体事業費：422.4億円  
(合併から10カ年間の事業の合算額)

#### < 標準全体事業費の算式 >

$$\begin{aligned} & 180\text{億円} \times (\text{合併後人口} \div 10\text{万人} \times a + b) \times (\text{増加人数} \div 1\text{万人} \times c + d) \times e \\ & = 180\text{億円} \times (89,795\text{人} \div 10\text{万人} \times 0.714 + 0.286) \times (41,034\text{人} \div 1\text{万人} \times 0.167 + 0.833) \times 1.667 \\ & = 180\text{億円} \times (0.9271) \times (1.5183) \times 1.667 \\ & = 422.4\text{億円} \end{aligned}$$

合併後人口：89,795人 人口はH12.10.1国勢調査人口

増加人口：41,034人 6市町村人口から最大人口の渋川市人口を差し引いた人口

180億円：定額

aの値：0.714 合併後人口数による定める数値：3万人越え10万人以下

bの値：0.286 " " " "

cの値：0.167 増加人口数による定める数値：1万人超え5万人以下

dの値：0.833 " " " "

eの値：1.667 2 - 2 ÷ 合併市町村数(6)

## 合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置

平成17年3月31日までに合併を行った市町村において、旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し特例地方債を充当（充当率95%）することができるものとし、その元利償還金の70%について普通交付税措置を講ずる。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの広域行政」P.72(2) 参照

### 標準基金規模の試算

標準基金規模の上限：39.9億円

標準基金規模：26.6億円

< 標準基金規模の算式 >

$$\begin{aligned} &= (3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1 \text{ 万円} \times \text{増加人口} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併后市町村人口}) \\ &= (3 \text{ 億円} \times 6 + 1 \text{ 万円} \times 41,034 \text{ 人} + 5 \text{ 千円} \times 89,795 \text{ 人}) \\ &= (1.8 \text{ 億円} + 4 \text{ 億}1,034 \text{ 万円} + 4 \text{ 億}4,897 \text{ 万円}) \\ &= 26.6 \text{ 億円} \end{aligned}$$

3億円、1万円、5千円：定額

増加人口：41,034人 6市町村人口から最大人口の渋川市人口を差し引いた人口

合併後人口：89,795人 人口はH12.10.1国勢調査人口

3億円×合併関係市町村数：市町村数均等割

1万円×増加人口：増加人口割

5千円×合併后市町村人口：合併後人口割

< 基金積立額の上限の目安 > (40億円を上限とする)

標準基金規模×1.5倍

$$= 26.6 \text{ 億円} \times 1.5 \text{ 倍}$$

$$= 39.9 \text{ 億円}$$

### (3) 市町村合併に対する新たな特別交付税措置

平成17年3月31日までに市町村合併を行った市町村について、合併年度又はその翌年度から3カ年にわたり、合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化等の需要を、特別交付税により包括的に措置する。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの広域行政」P.74(5)参照  
特別交付税の試算

措置額：8.5億円  
期間：合併年度又はその翌年度から3カ年  
(1年目 = 10割 2年目 = 6割 3年目 = 4割)

< 特別交付税措置の算式 >

$$\begin{aligned} &= (2 \text{ 億円} + 2 \text{ 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数} \times \text{毎年度の交付割合} \\ &= (2 \text{ 億円} + 2 \text{ 千円} \times 41,034 \text{ 人}) \times 1.5 \times (1.0 + 0.6 + 0.4) \\ &= (2 \text{ 億円} + 8,206 \text{ 万円}) \times 1.5 \times 2 \\ &= 8.5 \text{ 億円} \end{aligned}$$

2億円、2千円：定額

増加人口：41,034人 6市町村人口から最大人口の渋川市人口を差し引いた人口

補正係数：人口の増加程度に応じた定数（小規模町村による対等合併や大同団結的な合併を手厚く支援）

$$\text{増加人口} / \text{6市町村人口} = 41,034 / 89,795 = 45.7\% (40\% \text{以上}) \quad 1.5$$

毎年度の交付割合：合併年度又はその翌年度 1.0 2年目 0.6 3年目 0.4

## (4) その他の財源措置

### 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

平成17年3月31日までに合併を行った市町村について、5カ年にわたり、基本構想等の策定・改訂、システムの統一、ネットワーク整備等行政の一体化、行政水準の格差是正といった経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を講ずる。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの地方行政」P.75(6) 参照

### 合併直後の臨時的経費に対する財政措置額の試算

措置額：5年間の合計で、11.0億円  
(上限30億円)  
期間：合併後5年間  
措置方法：通常の交付税に、均等上乘せ

< 臨時的経費にかかる財政措置の算式 >

$$\begin{aligned} &= (1 \text{億円} + 5 \text{千円} \times \text{合併市町村人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) \div 4) \\ &= (1 \text{億円} + 5 \text{千円} \times 89,795 \text{人}) \times (1 + (6 \text{市町村} - 2) \div 4) \\ &= (1 \text{億円} + 4 \text{億}4898 \text{万円}) \times (2.0) \\ &= 11.0 \text{億円} \quad (\text{30億円限度、基準財政需要額に算入}) \end{aligned}$$

1億円、5千円：定額

合併後人口：89,795人(H12.10.1国勢調査人口)

1億円：固定経費

5千円×合併市町村人口：合併後人口に応じた経費

1 + (合併関係市町村数 - 2) ÷ 4：合併関係市町村数補正

### 合併移行経費に対する財政措置

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税措置を講ずる。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの広域行政」P.75(6) 参照

特別交付税で措置

### 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会設置への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付税措置を講ずる。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの広域行政」P.75(6) 参照

特別交付税で措置

## (5) 市町村合併推進補助金

### 合併準備補助金

先導的な取組を行っている法定合併協議会を構成する市町村が実施する合併の準備等に係る事業に必要な経費を1関係市町村につき500万円を上限に1回補助(合併準備補助金)する。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの広域行政」P.76(7) 参照

交付金額：500万円上限

要件：法定協議会を構成する市町村

措置：1関係市町村1回限り

## 合併市町村補助金

平成17年3月31日までに市町村合併を行った市町村で、先導的な取組の事業を行っている市町村に対して、合併成立年度から3カ年度を限度として、人口規模により算出される合併関係市町村毎の合計額を上限に補助（合併市町村補助金）する。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの広域行政」P.76(7) 参照

**交付金額：7.2億円(2.4億円×3年)**

**措置：合併後3カ年を限度に交付**

補助額：下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村毎の合計額が上限（合併成立年度から3カ年度を限度）

小野上、伊香保 =  $2 \times 20$ 百万 = 0.4億円

渋川、北橘、赤城、子持 =  $4 \times 50$ 百万 = 2.0億円 計 = 2.4億円

関係市町村人口	金額(百万円)
～ 5,000人	20
5,001人 ～ 10,000人	30
10,001人 ～ 50,000人	50
50,001人 ～ 100,000人	70
100,001人 ～	100

ただし、国が特に必要と認める場合については、各年度の補助の合計額が単年度上限額の3倍の範囲内で、単年度に上記の上限額を超えて補助することができる。

## (6) 過疎地域の活性化のための特例措置

過疎地域活性化特別措置法（旧過疎法）に代わる過疎地域自立促進特別措置法（新過疎法）が平成12年4月から施行され、従来の支援に加え、地域の自立施策を積極的に進める市町村を重点的に支援する方針が打ち出された。

新過疎法の中では、市町村合併が行われた場合においても、旧過疎地域は過疎地域とみなされ、過疎法の規定がすべて適用される（平成22年3月31日まで）ことになる。

小野上村は・・・

旧過疎法に基づく過疎地域に指定されていたが、新過疎法においては過疎地域の要件を満たさず指定から外れた。

しかしながら、新過疎法では激変緩和措置として旧過疎法に指定されていた地域で新過疎法に指定されなかった地域は、国庫補助率の嵩上げ、県代行整備事業、過疎対策事業債について、5年間の経過措置（H12年度からH16年度まで）を講じることとされているため、現在過疎地域の指定はないものの、特別措置法の経過措置団体となっており、H16年度までは一定の措置が適用される。

\* 新過疎法において過疎地域に指定されている地域（特別措置団体を含む）が合併した場合は

合併後の市（町村）が新過疎法の指定地域の要件を満たす

新市（町村）全域について新過疎法上の措置が適用

に該当しないが一定の要件を満たす

新市（町村）全体が過疎地域とみなされ新過疎法上の措置が適用

、に該当しない

過疎地域に指定されていた地域のみが部分的に過疎地域とみなされ新過疎法上の措置が適用

以上から、関係市町村で合併が行われた場合は、

小野上村の区域に限って、平成16年度までは新過疎法に基づく、国庫補助率嵩上げ、県代行整備事業、過疎対策事業債の措置が適用される。

なお、この改正は、いわゆる「みなし過疎地域」の概念の変更を伴うものであることから、合併特例法ではなく新過疎法の中で規定されており、これに伴って、合併特例法第12条の特例措置の規定は削除された。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの広域行政」P.73(3)参照

## (7) 災害復旧事業等の国庫負担等の特例

災害等に対する国の財政援助の額については、市町村の財政力やその区域の大きさに応じて定められているが、合併市町村は、合併前の財政力に比べると、当然大きくなり、また区域も広くなることから、合併市町村のうち一部の区域に災害が生じた場合には、国の財政援助について、当該災害が発生した区域に従前の区域をもって市町村があると仮定した場合の財政援助より不利になる。

群馬県市町村合併推進要綱「これからの広域行政」P.74(4)参照

### 災害復旧事業等における財政援助の額の保障

合併特例法では、合併市町村に対する国庫補助負担金の算定に当たり、市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年以内に発生した災害等に対する国の財政援助に関して、市町村の合併により不利を受ける結果となる場合には、合併関係市町村に災害が発生した日において従前のまま存続したものと仮定した場合の財政援助の額を保障することとされている。

## 5. 枠組みと類似団体・類似都市との財政比較

(単位:百万円、円、%)

	枠組み	類似団体	類似都市	備 考
	6市町村	8～13万の選定団体 24都市	新発田市(新潟県)	
人 口	88,963人	88,963人	81,876人	
比較	100	100	92.0	
世 帯 数	29,108世帯	-	26,123世帯	
比較	100	-	89.7	
面 積	240km <sup>2</sup>	193km <sup>2</sup>	434km <sup>2</sup>	
比較	100	80.4	180.3	
人口密度	370人/km <sup>2</sup>	517人/km <sup>2</sup>	189人/km <sup>2</sup>	
比較	100	139.7	51.0	
歳出総額	36,419百万円	31,624百万円	29,103百万円	
比較	100	86.8	79.9	
同上一人当たり	409,378円	355,471円	355,452円	
比較	100	86.8	86.8	
地方交付税	9,991百万円	6,206百万円	6,756百万円	
比較	100	62.1	67.6	
同上一人当たり	112,300円	69,764円	82,515円	
比較	100	62.1	73.5	
地方債残高	33,334百万円	39,319百万円	26,618百万円	
比較	100	118.0	79.9	
同上一人当たり	374,701円	441,970円	325,101円	
比較	100	118.0	86.8	
財政力指数	-	63%	55%	
経常収支比率	-	83%	84%	
起債制限比率	-	11%	10%	

枠組みはH14年度決算額、類似団体はH15年度版「類似団体別市町村財政指数表」(H13年度決算額)  
類似都市はH13年度決算額

財政力指数:100%に近く、あるいは100%を超えるほど財政に余裕がある。

経常収支比率:歳入の経常一般財源に対する歳出の経常経費充当一般財源の割合。一般的には75%程度が妥当  
低い方が財政構造に弾力性がある。

起債制限比率:標準的な財政規模に対する公債費の割合で、数値が20%を超えると発行できる起債が制限される。

< 歳入 > 決算額

(単位:百万円、%)

	枠組み	類似団体	類似都市	備考
市町村税	11,314	11,312	9,005	
比較	100	100.0	79.6	
譲与税・交付金	2,097	2,262	1,972	
比較	100	107.9	94.0	
地方交付税	9,991	6,206	6,756	
比較	100	62.1	67.6	
国県支出金	4,484	4,604	3,540	
比較	100	102.7	78.9	
地方債	3,240	3,391	4,057	
比較	100	104.7	125.2	
その他	6,675	4,711	4,758	
比較	100	70.6	71.3	
計	37,801	32,488	30,088	
比較	100	85.9	79.6	

< 歳出 > 決算額

(単位:百万円、%)

	枠組み	類似団体	類似都市	備考
人件費	7,348	5,976	5,452	
比較	100	81.3	74.2	
扶助費	2,957	3,249	1,984	
比較	100	109.9	67.1	
公債費	4,449	3,849	2,999	
比較	100	86.5	67.4	
投資的経費	7,308	7,104	6,926	
比較	100	97.2	94.8	
物件費	5,236	3,414	3,352	
比較	100	65.2	64.0	
補助費等	4,194	2,914	3,476	
比較	100	69.5	82.9	
繰出金	3,013	2,650	1,865	
比較	100	87.9	61.9	
その他	1,914	2,467	3,049	
比較	100	128.9	159.3	
計	36,419	31,624	29,103	
比較	100	86.8	79.9	

枠組み: H14年度決算額、類似団体・類似都市: H13年度決算額

## 6. 地方交付税の見直しについて

### 段階補正の見直しについて

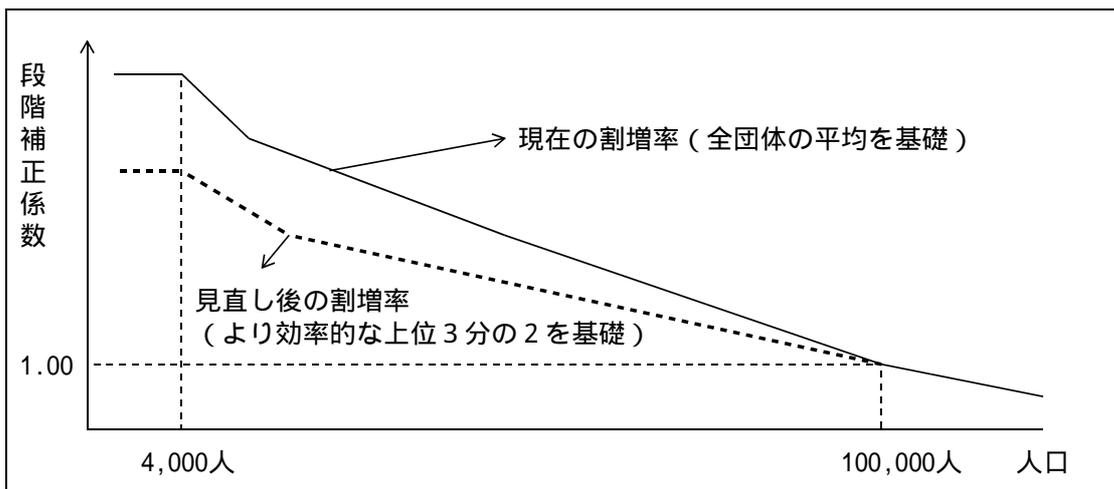
#### 1 見直しの趣旨

市町村分の段階補正について、小規模団体であっても、職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行政運営を行っている地方公共団体もあり、そのような実態を反映した見直しを行う。

#### 2 見直しの手法

- (1) 全団体の平均を基礎として割増率を算出する手法を改め、より効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出。
- (2) 各団体への影響を勘案し、平成14年度から3年間で引き下げ。

#### 3 見直しのイメージ図



#### 4 見直し対象費目（市町村分）

消防費、その他の土木費、その他の教育費、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、農業行政費、商工行政費、企画振興費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、その他の諸費

【参考】段階補正係数の見直し影響額（総務省試算、単位：百万円）

	1,000人	4,000人	8,000人	12,000人	20,000人	30,000人
3年間の見直し影響額	2.4	5.5	5.2	5.0	5.0	3.0
単年度での見直し影響額	0.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.0

この金額は、平成13年度算定の数値をもとに試算したものである。

## 事業費補正の見直しについて（継続）

事業費補正については、骨太方針2001に沿って平成14年度に地方債の充当率及び交付税への算入率の見直し方針を決定した。

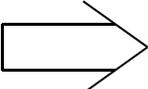
本年度はこの見直しに従って、平成14年度に発行を許可された地方債の元利償還金の算入率を引き下げた。

### 【見直しの基本】

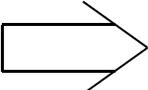
#### 1 公共事業

財源対策債等に係る事業費補正の算入率を引下げ、標準事業費方式（人口等の測定単位に応じた算入措置）に振替え。

（原則） 交付税算入率を現行の2分の1程度に引下げ（河川改修、海岸、農道、ほ場整備等）

算入率  
概ね60～70%  30%程度

（例外） 港湾、ダム等、標準事業費方式では的確に算定できないものについては、交付税算入率を現行の3分の2程度に引下げ

算入率  
概ね60～70%  45%程度

#### 2 地方単独事業

事業費補正方式の対象事業を限定、算入率も引下げ。

（1）地域総合整備事業債を廃止

（2）喫緊の政策課題である重点分野等に対象事業を限定（箱物整備は原則対象外）

## 地 域 活 性 化 事 業

地域の活性化に向けて、以下のような地域の基盤整備事業を行う場合、所要の地方財政措置を講じる。

### 地域活性化事業のメニュー

**事業費 5,600億円程度**

- ・ 循環型社会形成事業 500億円程度  
(低公害車導入、太陽光発電、地域環境保全林整備 等)
- ・ 少子・高齢化対策事業 1,100億円程度  
(公共施設のバリアフリー化、機能回復訓練施設、子育てセンター 等)
- ・ 地域資源活用促進事業 500億円程度  
(開放型試験研究施設、ベンチャー企業等への貸し工場、  
U・Iターンのための貸付住宅、歴史的建造物の保存活用 等)
- ・ 都市再生事業 2,000億円程度  
(電線類地中化、自転車駐車場等整備 等)
- ・ 地域情報通信基盤整備事業 1,500億円程度  
(地域公共ネットワーク、CATV、地域衛星ネットワーク 等)

### 財政措置の内容

- ・ 地域活性化事業債充当率75%、交付税算入率30%  
(特に推進するものは、さらに財対債15%、交付税算入率50%)
- ・ ハコ物は原則対象外

旧地域総合整備事業で、既に事業計画を策定し、13年度中に事業に着手しているものは、経過的に旧地域総合整備事業(継続事業分)8,500億円の対象とし、従来どおりの財政措置を行う。

# 留保財源率の引上げについて

平成15年度から都道府県分につき5%引き上げる(20% → 25%)

## 1 見直しの趣旨

- (1) 税収確保インセンティブの強化
- (2) 個別団体の財源保障範囲の縮小

自らの責任と財源で対応すべき部分を拡大

## 2 基準財政需要額の削減の考え方

留保財源率引上げ(基準財政収入額の減)に伴い、留保財源率の引上げ相当分(交付団体分は約5,000億円)を土木費、地域振興費、総務費などのうち地方単独分から削減。

## 3 見直しのイメージ図



## 参考資料

## 市町村合併にかかると原則と特例

区分	新設合併	編入合併
法人格	<p>【原則】合併関係市町村の法人格はすべて消滅 新たに市町村が設置される</p> <p>【特例】なし</p>	<p>【原則】編入される市町村の法人格のみ消滅 編入する市町村の法人格は存続</p> <p>【特例】なし</p>
長	<p>【原則】合併関係市町村の長はすべて身分を失い 50日以内に選挙（公選法§33(3)）</p> <p>【特例】新市町村長が選出されるまでは、合併関係 市町村長の中から協議で職務執行者を置く （自治令§1の2(1)）</p>	<p>【原則】編入される市町村の長はすべて身分を失う 編入する市町村の長がそのまま在職</p> <p>【特例】なし</p>
選挙管理委員	<p>【原則】合併関係市町村の委員はすべて身分を失う</p> <p>【特例】新市町村議会で選挙されるまでの間、合併 関係市町村の選挙管理委員の互選により充 てられる（自治令§4）</p>	<p>【原則】編入される市町村の委員はすべて身分を失 う 編入する市町村の委員がそのまま在職</p> <p>【特例】なし</p>
議員	<p>【原則】合併関係市町村の議員はすべて身分を失い 設置された新市町村の議員の定数により、 50日以内に選挙（公選法§33(3)）</p> <p>【定数特例】 新市町村の議員の定数を法定の上限の2倍 以内の数まで増加できる（特例法§6(1)）</p> <p>【在任特例】 合併後2年以内に限り、選挙を行わず、合 併関係市町村の議員がそのまま新市町村の 議員として在任できる（特例法§7(1)）</p> <p>定数特例と在任特例の併用はできない（特例 法§7(2)）</p>	<p>【原則】編入される市町村の議員は身分を失い、人 口の増加に伴い、議員の定数を増やす場合 は、50日以内に増員選挙を行う（公選法 §34(1)）</p> <p>【定数特例】 編入する市町村と編入される市町村の人口 比に、編入する市町村の議員の定数を乗じ て得た数を編入する市町村の議員の定数に 加算できる。この場合、編入される市町村 の区域を選挙区とし、加算数の議員を選出 する。ただし、任期は編入する市町村の議 員の残任期間（特例法§6(2)）。この特例 は、合併後最初の一般選挙にも適用できる （特例法§6(5)）。</p> <p>【在任特例】 編入する市町村の議員の在任期間に限り、 合併関係市町村の議員がそのまま編入する 市町村の議員として在任できる（特例法§7 (1)） 合併後最初の一般選挙においても定数特例 を適用することができる（特例法§7(3)）</p>

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
議員の退職年金	【原則】議員共済年金の受給資格は、在職期間12年以上（地共済法§161(1)） 【特例】合併がなければ議員共済年金の受給資格を満たした者に年金受給資格を付与（特例法§7の2）	
農業委員	【原則】合併関係市町村の農業委員はすべて身分を失う 【特例】選挙による委員は10～80人の範囲で、合併後1年間以内に限り新市町村の農業委員として在任できる（特例法§8(1)）	【原則】編入する市町村の農業委員は身分変動なし、編入される市町村の農業委員のみ身分を失う 【特例】選挙による委員のみ40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に限り、そのまま在任できる（特例法§8(1)）
	新設・編入合併とも、農業委員会が旧単位に2以上設置される場合の特例があるが省略	
特別職の職員	【原則】合併関係市町村の特別職は、すべて失職し新市町村で新たに選任する 【特例】なし	【原則】編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町村の特別職の職員はすべて失職する 【特例】なし
職員	【原則】合併関係市町村の職員はすべて身分を失う 【特例】新設・編入合併とも、一般職の職員は身分を保有するよう措置される（特例法§9(1)）	【原則】編入する市町村の職員の身分変動なし、編入される市町村の職員はすべて身分を失う
衆議院議員選挙区	【原則】同一選挙区内の場合は変更しない。新市町村が2以上の小選挙に分かれるときは総務大臣が定める（公選法§13(3)(4)、施行令§2）	
県議会議員選挙区	【原則】群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例を改正し、定数を再配分する（新しい都市の区域による人口比） 【特例】合併後の任期満了による選挙1回に限り、従前の選挙区とすることができる 合併後の任期満了による選挙1回に限り、従前の区域と合わせて1選挙区とすることができる 上記の原則、特例 又は のいずれかを選択（特例法§15(1)）する	
地方税の取扱い	【原則】合併後の市町村の全区域について均一に課税 【特例】合併関係市町村間に地方税の賦課に関して著しい不均衡がある場合 合併により承継した財産の価格若しくは負債の額に著しい差異がある場合 又は いずれかの場合は、合併の日の属する年度及びその後5年度に限り、課税免除又は不均一課税できる（特例法§10(1)）	

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
地方交付税の額の算定の特例	<p>【原則】 合併後の市町村で算定</p> <p>【特例】 合併補正（合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費を基礎に、基準財政需要額の測定単位の数値を補正）          合併算定替（合併の日の属する年度及びその後10年度間、合併前の市町村間で算定した額の合算額を下回らないように算定した額を交付する）          激変緩和の特例措置（その後5年度間、の額に総務省令で定める率を乗じた額を下回らないように算定した額を交付する）（特例法§11）</p>	
災害復旧事業費の国庫負担の特例	<p>【原則】 合併後の市町村で算定</p> <p>【特例】 合併の属する年及びその後5年間は、合併がなかったものとして、合併市町村が不利益にならないように措置する（特例法§13）。</p>	
地方債の特例	<p>【特例】 合併後10か年度は、市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費及び旧市町村単位の地域振興、住民の一体感醸成のため行う基金造成に対し特例地方債（合併特例債）を充当（95%）することができる。この場合、元利償還金の70%を普通交付税措置する（特例法§11の2(1)、(2)）          合併市町村が旧過疎地域の市町村を含む場合は、合併後についても旧過疎地域については、新過疎法の期限である平成22年3月31日まで、過疎債のみならず過疎法上の特例措置がすべて認められる（新過疎法§33）</p>	
市となるべき要件	<p>【原則】 人口5万以上を有すること等（自治法§8）</p> <p>【特例】 平成16年3月31日までに合併する場合に限り、人口要件のみとし、人口3万以上とする（特例法§5の2）          市が他の市町村と新設合併する場合、要件を備えていなくとも市となることができる（特例法§5の3）</p>	